

1. 件 名 : 「リサイクル燃料貯蔵株式会社による使用済燃料貯蔵施設保安規定変更認可申請に係るヒアリング (10)」

2. 日 時 : 令和5年6月30日 (金) 13時15分~15時00分

3. 場 所 : 原子力規制庁 10階会議室 (TV 会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

松本企画調査官、尾崎安全審査官、田中管理官補佐、川村安全審査専門職、田口技術参与

リサイクル燃料貯蔵株式会社

赤坂常務取締役 他12名

5. 自動文字起こし結果 : 別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

6. 提出資料

資料1 リサイクル燃料備蓄センター使用済燃料貯蔵施設保安規定の構成と記載について

時間	自動文字起こし結果
00:00:02	綺麗じゃなかですっていう、6月30日、あれですね保安規定の変更認可に関わる費用林檎を開催いたします。
00:00:12	山田元に合図を出席者の方の紹介をお願いいたします。
00:00:18	ISOLではRS本社の方から紹介させていただきます。センター長の赤坂、
00:00:27	技術安全部長の篠田所蔵保全部長の高橋、放射線環境放射線グループマネージャーの植野、品質保証マネージャーの仲條。
00:00:38	保全グループマネージャーの千葉貯蔵グループの貯蔵貯蔵グループマネージャーの笹木伊井と防災安全グループマネージャーの印南総務グループマネージャーの
00:00:54	藤岡亜斗技術グループマネージャーの宮崎になります。
00:01:03	はい。続きまして、ある種東京の方をいきます。
00:01:07	まず、WEBの方で使用済み燃料取扱主任者県品証部長の三枝。
00:01:14	それから、東京事務所の方です。キャスク設計製造部長の次第、それから土木建築、担当補佐の寺山が参加しております以上です。
00:01:30	聞いてわからないです。ご紹介ありがとうございます。
00:01:33	規制庁側ですけれども、現在仮会議室の方で大崎河村田口で私田仲陽明が参加します。ちょうどWebの方で、少し遅れて松元の方が参加する予定となっております。
00:01:50	それではヒアリングの方に入りたいと思います。本日のヒアリングは6月26日付で、あれなんか、提出のあった、保安規定値に関わるヒアリング資料、こちらを
00:02:04	に対して、
00:02:06	まず翼定食ございました。それは、前回のヒアリングにおいて、
00:02:13	現状の変更認可申請書に関して、さらなる
00:02:18	運用の会、見直しが必要じゃないかっていうところも検討いただいたものを検討結果を示していただいております。
00:02:24	こちらいただいた
00:02:27	案件構成等につきまして、
00:02:32	再度、
00:02:34	気づき等についてお伺いしたいと思います。それに対して我々の方から回答いただくような形は、
00:02:40	説明させていただければと思いますので、
00:02:42	よろしく願いいたします。
00:02:46	素晴らしいそれからよろしいでしょう。それとも、この露点しいいただいた資料に対して、何か追加の
00:02:52	説明とかが必要でしょうか。
00:03:12	特に、弊社から追加で説明させていただくようなことはございませんので施設長さんの方からコメントいただければと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:03:21	清田中出承知いたしました。それではこちらの方からコメントを紹介させていただきます。
00:03:26	質疑の方させていただきたいと思います。
00:03:29	ほぼ、
00:03:32	規制庁野崎です。
00:03:34	まずちょっと、各条のコメントに入る前に、
00:03:40	提出、6月26日に提出いただいた資料に関して、
00:03:47	修正案を出していただいたんですが、
00:03:50	RSに関しては5月、
00:03:54	にもすでに1回補正申請をされてですね、その補正申請している今現状の条項とどこがどう変わるのか或いはどこを譲渡削除するのか。
00:04:07	ですね。
00:04:08	新旧表みたいな形でちょっと見えなかったものですから、
00:04:13	今回の修正に当たってな、現行の5月のその申請案の南條を南條に改定してってということと、
00:04:23	或いは今回の修正で、この場合は削除しますということですねちょっと
00:04:30	条文の構成のたてつけのアウトラインについてまず冒頭にご説明いただけないでしょうかその上で、削除する場に関してはどういった理由で削除してよいと考えているのかということに関してもあわせてご説明いただけないでしょうか。
00:04:58	はい。RFSむつのフレームでございます。
00:05:02	まず大枠についてご説明させていただきますと、第5章の放射性廃棄物管理の章と第6章の放射線管理の章。
00:05:16	こちらを制度。
00:05:18	合わせる形にしまして、第5章を放射線管理等、
00:05:24	の承認してございます。
00:05:30	それに対しまして、
00:05:34	条文を今回かなり削除して、
00:05:38	うん。
00:05:39	いるような形になってございますけれども、
00:05:43	を、
00:05:44	元の、今おっしゃられましたように元の条文版番号に対して、どのような条文構成になっているかっていうところからご説明。
00:05:57	差し上げた方がよろしいでしょうか。
00:05:59	はい。それでまずちょっと、
00:06:03	対応を教えてくださいませんか。
00:06:10	はい。RFSむつの植野でございます。
00:06:14	まず第5章を、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:06:17	放射性廃棄物管理の章、
00:06:20	真亜子。
00:06:21	これが5月の流況年補正のときにございましたけれども、
00:06:28	まず第
00:06:29	9条で、放射性廃棄物管理に係る基本方針、これは削除しております。 今回の主
00:06:38	修正案で削除しております。
00:06:45	すいません。RFS むつの植野でございます。ちょっと口頭だけだと、
00:06:52	ちょっとわかりづらいですので、画面共有ちょっとさせていただきたい と思います。
00:07:05	RFS むつの植野です。
00:07:09	今回更正の修正をするに当たりまして、その5月の時の条文、
00:07:16	大井お示ししておりますけれども、
00:07:20	前回の6月15日のヒアリングでいただきましたその施設の特性という ところを踏まえまして、
00:07:28	施設の
00:07:30	通常から逸脱したような場合、
00:07:34	に該当するものを、黄色マーカーしたものを今、画面に映しております。
00:07:40	基本的には、この黄色マーカーしたものは、通常ではないっていうところ で、
00:07:47	今回除いたという形になります。
00:07:51	それでは上から入れていき、
00:07:55	いきますまず第29条については、放射性廃棄物が発生した場合の、
00:08:02	ことを記載し、しておりましたのでここを削除しております。
00:08:08	次の第30条、頻度の定義ですけれども、
00:08:13	こちらの方も放射性廃棄物が発生した場合の、
00:08:17	遵守と保管量の確認の頻度を、を書いたものでございますので、こちら も削除しております。
00:08:25	続きまして第31条、放射性固体廃棄物の管理、これも放射性固体廃棄物 が、
00:08:33	発生した場合の条文ですので、削除しております。
00:08:41	うん。
00:08:41	続きまして、32条、放射性廃棄物でない廃棄物の管理。
00:08:48	こちらにつきましては、
00:08:51	通報、
00:08:52	絵にはなるんですけれども、(2)のbの汚染された資材等について の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:09:00	部位の特定分離を行う場合の判断方法については、
00:09:06	汚染が発生した場合の、
00:09:10	放射性廃棄物でない廃棄物の管理に当たりますので、
00:09:15	削除しております。
00:09:17	次の、
00:09:19	年、
00:09:20	括弧してですね、念のための放射線測定に係る事項につきましても、汚染の恐れのない管理区域のときには、
00:09:30	不要ですので削除させていただきます。
00:09:37	あとすみません、第 33 条の事故由来放射性物質の降下物の影響確認、こちら今、
00:09:47	黄色マーカーしていないんですけれども、
00:09:49	江藤、今回の構成修正案からは削除しております。
00:09:54	ところ、
00:09:55	これは当社の施設は、すでに降下物の分布調査を行って、
00:10:01	影響がないってことを判断した施設でございますので、
00:10:07	そういう意味では通常使わないという条文、
00:10:10	というふうに判断しまして、今回削除しております。
00:10:16	次の第 34 条、放射性気体廃棄物の管理につきましては、放射性液体廃棄物が発生した場合の条文でございますので削除しております。
00:10:31	続きまして第 6 章放射線管理の章に参ります。
00:10:38	第 35 条から、
00:10:42	第 37 条まで、こちらにつきましては、通常、
00:10:47	発生する。
00:10:49	運用というところでそのまま記載を残しております。
00:10:56	一方、
00:10:57	すみません、条文番号ですね、申し訳ありません。
00:11:02	いっばいの構成修正案におきましては、放射線管理に係る基本方針と、元の第 35 条を、今回第 29 条、
00:11:15	次に頻度の定義、第 36 条を、第 3、30 条、
00:11:21	管理区域の設定及び解除第 37 条を、今回の修正で第 31 条。
00:11:30	に、
00:11:32	変更させていただきます。
00:11:36	続きまして、
00:11:40	元の条文の第 38 条、ファン陸域内における区域区分、
00:11:46	こちらについては各第 1 項、(2)、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:11:51	表面汚染密度または空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域、または超える恐れのある区域。
00:12:01	こちら通常時は発生し、しないため、削除してございます。
00:12:07	続いて1、第4項、
00:12:11	環境放射線管理 GM は汚染の恐れのない管理区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は第1項(2)で定める区域への
00:12:23	入口付近、標識を設けるっていう、
00:12:28	オウヘン区域の話ですのでこちらも削除してございます。
00:12:33	続きまして、やっぱり39条管理区域内における特別措置、
00:12:43	こちらにつきましてはまず条文は、39条から、
00:12:51	水上でサポートに変えております。
00:12:56	こちらにつきましてもカッコ2の空気中の放射性物質濃度を、
00:13:01	とあと表面汚染密度が法令に定める管理区域に係る値の10倍というところは、
00:13:08	通常は発生しませんので削除しております。
00:13:13	続きまして、土佐第3項ですね、汚染の広がりを防止するため、
00:13:21	第1項(1)、汚染の恐れのある区域から退出する場合、及び物品等を持ち出す場合の養生等の措置についても、
00:13:32	通常は発生しないため削除しております。
00:13:35	続いて第4、十条管理区域への出入り管理。
00:13:39	こちらの条文は、第34条に書いております。
00:13:44	で、第5項のところですね、管理区域から退出する。
00:13:50	場合の表面汚染密度の
00:13:53	が、
00:13:54	表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じるっていうところは通常発生しませんので削除しております。
00:14:04	これに対して今回の修正案では、第30条の第5項になりますけれども、
00:14:12	管理区域から退出する者及び身体に着用しているものの、表面汚染密度のバック議論。
00:14:20	省略することはできるという記載に変えてございます。
00:14:26	続きまして、この条文で第40条これを第35条に生きております。
00:14:34	第1項第3号カッコハンのところですが、汚染の恐れのある、
00:14:41	区域に立ち入る場合の記載が書いておりますので、
00:14:46	こちらを、
00:14:48	FAXしております。
00:14:51	うん。
00:14:52	すいません第(3)(4)(5)が国と削除しております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:14:59	続きまして周辺パンプ区域、第 42 条は、条文番号を、第 36 条に書いただけということになります。
00:15:11	続きまして第 43 条、放射線業務につきまして、本日上程の線量管理等については、
00:15:19	まず条文番号を 43 から第 37 条に変えるとともに、
00:15:25	第 3 項のところにつきましては、
00:15:30	汚染のある区域に乳井木下実績がある、センターイン医師実績があるの実効線量を、
00:15:42	表 43-2 に定める項目頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認するというこちら内部被ばくの記載になりますので、
00:15:53	削除面、
00:15:54	被ばくの記載、松野です。続きまして第 40 条、床壁等の除染につきましては、
00:16:01	通常時では発生しないというところで、条文ごと削除しております。
00:16:08	続きまして、第 45 条。
00:16:11	外部放射線に係る線量当量率等の測定。
00:16:15	条文番号を 45 から 38 条に、
00:16:19	変えた上で、等を、
00:16:23	汚染がある、管理区域の話のところを、
00:16:27	削除しております。
00:16:36	続きまして表、同じ 45 条の表の 45-1 ですね。
00:16:42	こちら、新しい
00:16:45	表では、表 38-1 になっておりますけれども、1 ポツの管理区域内の、
00:16:51	空気中の放射性物質濃度表明汚染密度の 1 週間に 1 回の測定については、
00:16:58	通常は発生しませんので、削除しております。
00:17:03	また表 45-2 につきまして、
00:17:07	もう
00:17:09	通常汚染区域の中の、に汚染の恐れのない管理区域というのは、ありえないので、表としては削除しております。
00:17:23	続きまして第 1 て 46 条。
00:17:27	放射線計測器類の管理、条文番号を
00:17:32	30 位。
00:17:34	いう所を書いております。
00:17:38	条文の内容は変更ございます。
00:17:41	続きまして第 47 条、管理区域外等への搬出、
00:17:47	こちらについては、条文番号を第 40 条に変えて、第 2 項ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:17:53	汚染区域からの
00:17:57	搬出に係る
00:18:00	ところについては記載を削除しております。
00:18:04	続きまして第 48 条協力企業の放射線防護につきましては条文番号法第 41 条に変えるとともに、
00:18:14	第 1 項の (1)、片括弧シートで故意の着用等及び汚染拡大防止措置に関することは通常、
00:18:24	ないというところで、削除しております。
00:18:35	すいません、あとですね、
00:18:39	実施今回の構成修正案の方ですね、先ほど衛藤。
00:18:46	古井条文番号でいきますと、第 5 章の放射性廃棄物管理の衛藤放射性廃棄物でない。
00:18:55	2 個廃棄物の管理の第 32 条を、
00:18:59	江田、今回の修正案では第 42 条として、こちらに記載しております。
00:19:08	また、
00:19:09	今回の構成修正案では、第 43 条というのを設けまして、汚染を発見した場合等の対応というところで、
00:19:20	環境放射線管理 GM は法令に定める表面密度限度の、
00:19:25	10 分の 1 を超えるような汚染を発見した場合等の異常が発生した場合は、必要な措置を講じる第 2 項で、環境放射線管理 GM は、
00:19:37	第 1 項の措置において、放射性廃棄物が発生した場合は、ドラム缶に封入することにより、汚染の広がりを防止する措置を講じ、
00:19:48	廃棄物貯蔵室に交換する。
00:19:51	という文言を加えております。
00:19:55	ここの条文がいわゆる異常時の対応というところになります。
00:20:02	最後構成の修正案では管理区域図、添付 2 をつけております。管理区域図そのものは変更ございませんが、
00:20:12	もともとは第 37 条第 38 条関連として、
00:20:18	おったところを、第 31 条関連ということで、
00:20:22	うん。
00:20:23	記載を書いております。
00:20:26	また条文の対比という意味での説明は以上になります。
00:20:32	ですけど、今植野が削除って言ったんですけど、後にまとめて帰ったって言うのか。
00:20:38	我々の意図ですね。
00:20:43	何か併記してたのを、
00:20:44	異常時の措置は、まあ、まあほとんど起こらないだろうというのと、後にまとめて、
00:20:51	記載した。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:20:53	で、通常時と異常時をセパレートした。そんな意図です。以上です。RFS 結の植野です。
00:21:01	大変失礼しました。ちょっと補足しますと、徒歩、提出した資料の、
00:21:08	6月26日に提出した資料の2ページになるんですけども、
00:21:14	図で、第5章第6章の構成修正内容を示してございます。
00:21:21	修正後の方で、第5章は放射線管理等にまとめまして通常時の管理を規定するとともに、
00:21:30	汚染を発見した場合等の異常時の対応として必要な措置を講じることのみについて規定して、具体的な措置内容については、下部マニュアルに機械という。
00:21:42	構成にしておりますので、
00:21:45	意味合いとしては入っているということになります。
00:21:50	説明は以上です。
00:21:52	規制庁の小高です。説明ありがとうございました。
00:21:56	今の植野さんなり赤坂さんの説明は、まとめるとだから先ほど削除って言われてたところは、
00:22:06	全くないのではなくって43条新設してそこに趣旨としては包含してますという説明ということでもよろしかったでしょうか。
00:22:20	はい。RFS むつの植野です。その通りでございます。
00:22:24	はい、ありがとうございます。
00:22:28	よろしいですか。何かあります。
00:22:31	うちの中で、
00:22:32	進めていいですか。
00:22:34	松本です。
00:22:36	いいですか。
00:22:37	どうぞ。
00:22:39	1点だけ、先ほど33条のところ、いわゆる1Fのフォールアウトのですね、削除ということで、個別の調査をすでに行っているというお話だったんですけども、
00:22:54	何ていうんすかね、いつぐらいに、どのような調査を行って、問題ない影響がないっていう判断したってのもちょっと教えていただけませんか。簡潔で結構です。
00:23:09	RFS むつの植野です。ちょっと時期については申し訳ございません今私は把握しておりませんので、ちょっとここは別途回答ということに、
00:23:20	さしてください。
00:23:21	確認の内容としましては、リサイクル燃料備蓄センターの敷地内、
00:23:29	10ポイント程度ですね、
00:23:33	椅子へと。
00:23:34	そこを角谷採取しまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:23:38	理論検出限界値との比較により、
00:23:40	それを下回っているということを確認して、影響がないということ、
00:23:46	判断してございます。
00:23:49	ここについては一般的なフォールアウトの確認方法と同じになってございます。
00:23:58	あ、わかりましたありがとうございます。また後で、いつぐらいの時期に行った方だけ、電話でも、メールでも構いませんので、教えてください。
00:24:08	RFS むつの植野です。承知いたしました。
00:24:14	あ、松本です。私からは以上です。
00:24:18	規制庁野崎です。それでは、大体今回の改正のアウトラインが理解できたので、
00:24:26	あと我々の方で提出いただいた資料を見てですね、ちょっと気づきのある内容について、各条ごとにコメントをしていき、
00:24:39	ますので
00:24:42	ご説明をいただければと思います。その際もう口頭で結構ですのでそのコメントに対してこういう方向で、
00:24:53	修正なりするとか修正の必要はないとかですね、そういったことを
00:24:58	簡潔にご説明いただければと思います。我々のコメントはですね前回長谷川が出たときの、
00:25:08	ヒアリングとのこれ続きで考えてまして、今回6月26日に提出いただいた資料へのコメント。
00:25:19	と、あと
00:25:21	前の、前回長谷川が出てたときのヒアリング、
00:25:26	コメントした内容が一部反映されてないものとかが見受けられましたのでそれに関しても何点かコメントして、
00:25:36	いきたいと思います。
00:25:37	まず、提出いただいた6月26日の資料の方から、気づきについて、
00:25:45	コメントいたします。私の方からまず、
00:25:50	31条、これ管理区域の設定及び解除。
00:25:55	という条文のところ、
00:26:02	これ、内容的にはいいかと思うんですが、日本語として何かちょっと変じゃないかなというところだけ、
00:26:13	確認したいのですが、例えば4項も5項も7個同じ記載の立て付けになっているんですけど、
00:26:22	具体的に言うと4項の2行目とかで設定または解除にあたって、
00:26:30	っていう主語に対して、
00:26:37	麻生加瀬ってまた解除にあたってっていうのがありつつ、なお、
00:26:41	っていうので当該エリアを元に戻す場合についても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:26:46	あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認するってあるんですが、
00:26:57	私の理解はその設定の時、管理区域を設定するときは当然その法に定める法令に定める条件に満足していることっていうことを確認する必要があると思うんですが、
00:27:11	その設定してた管理区域を解除するときってというのは別にその管理区域としてケアする必要もない。
00:27:18	と思うのでここに書かれているまたあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する必要はないんじゃないかと思って、
00:27:30	そ、そうではなくってエリアを戻りますパーは、戻す場合についてはそのエリアはその法令に定める管理区域の値を超えていないことを確認するとか、
00:27:41	そういう記載になるんじゃないかと。
00:27:44	考えるんですが、いかがでしょうか。
00:27:50	RFS むつの植野でございます。衛藤。
00:27:54	ちょっと変えようと思って私もちょっと条文見たときに今、
00:27:59	この第
00:28:01	新しい方の修正案では、31条ですけども、
00:28:05	徒歩法令に定める管理区域に係る条件っていう言葉で、要は下から値ではなくて、条件としてますんで、
00:28:16	ここの意図というのが、管理区域をせえと設定するときは、
00:28:23	管理区域の標識がついていたり、
00:28:27	人が入れないように区画されているっていうことを確認します。
00:28:32	一方で、管理区域を解除するときは、線量が、
00:28:38	ちゃんとその管理区域の設定基準より低いっていうことを確認しなければいけなくて、そういう意味では設定、
00:28:48	もしくは解除する場合の条件っていうことで、両方にやっぱりかかっているんで、
00:28:54	そういう意味ではそのままの文言にさせていただきたいというふうに考えております。
00:29:01	以上です。
00:29:03	いや大きい。
00:29:06	ふうん。
00:29:12	これを規制庁野崎です。説明は理解しました。だから条件ってというのは
00:29:19	規則なりに定めてるようなところ。
00:29:22	に加えてその設定なり解除の時にも、
00:29:26	双方に対応するような標識とか区画等とか、
00:29:34	低い値であることっていうことを含めた意味合いの文言であるっていう説明だと理解しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:29:44	そうするとその下のお書きっていうのは、その条件とどう関係してくるんですか、必要なんでしょうか。
00:29:57	RFS むつの植野です。なお書きは今後、逆の話になってきますので、
00:30:05	おんなじように、設定のとっときは、供試鬼頭区画の確認解除の時は、線量が低いことの確認という意味で、
00:30:16	やっぱり同じように、この条件を満足するっていう、
00:30:20	ところが必要かと考えております。以上です。
00:30:28	規制庁野崎です。趣旨はわかりました。何か今の説明だと、
00:30:34	何か前段だけで、
00:30:36	言いたいことは書かれているんじゃないのかなっていう気はしますが、
00:30:42	その逆のことも書いているっていうことであれば、
00:30:48	主として混乱がないのであれば、ここはいいかなと思います。
00:30:54	何かいいですか。
00:30:56	なんか、
00:31:01	はい。
00:31:02	わかりました。
00:31:05	規制庁野崎ですが、続いては、これ 32 条、新しい提出いただいた資料の 32 条で、
00:31:17	これは管理区域の区分について、区域について汚染の恐れのない区域とする。
00:31:27	ていうのが、
00:31:28	一条追記されてますと。
00:31:32	サポートで 31 条の前、前の条の 1 項で、管理区域は添付の区域とすること、結局その 31 条の 1 項と、
00:31:44	この 32 条って、同じようなことを言っている。
00:31:48	結果的に同じものを指している。
00:31:51	と思うので、何かあえて
00:31:54	別の場に立てなくってもその 31 条に何か包含したような形で規定してもいいんじゃないかと思うわれるのですが、
00:32:04	何かここはその 32 条として得出していこうがあるんでしょうか。
00:32:12	RFS むつの植野です。ここはおっしゃる通りでもととの条文は、
00:32:20	この新しい法の 32 条では、汚染の恐れのない管理区域と、汚染の恐れのある管理区域っていうのを、
00:32:29	二つあるっていう説明をしてたんですけど、今 1 個しかないの、
00:32:34	そういう意味ではご指摘の通り、この条文は、
00:32:40	不要というか、なくていいと考えます。
00:32:43	以上です。
00:32:48	規制庁野崎です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:32:51	仮今の御説明なくてもいいっていうのは、ここの32条を相手がなくして、31条以降にしとけば、
00:33:02	32条削除して31条1項で4へばいいという理解でよろしいんでしょうか。
00:33:07	その補正されるイメージを今お伺いしてるんですが、
00:33:13	RFSむつの植野です。おっしゃる通りで、はい。32条は、
00:33:20	000削除するっていうイメージでございます。
00:33:24	規制庁の滝です。ありがとうございます。理解しました。
00:33:30	規制庁の田場です。今の件で1点教えてください。
00:33:34	そうずっと、汚染の恐れのない管理区域が、どういう条件なのかっていうのが今の30条に書いてあると思うんですけど。
00:33:45	この法令に定めるというのは、また横瀬、野間市来という、
00:33:51	いうところは残さないでしょうか。
00:34:00	はい、RFSむつの植野です。おっしゃる通りですね
00:34:06	汚染の恐れのない管理区域、第32条のところで定義をしてるわけなので、そういう意味では、第32条、消し、
00:34:18	だとしますと、第31条のところに、
00:34:23	汚染の恐れのない管理区域の間で、
00:34:27	定義を入れ込むっていうような、
00:34:30	形になろうかと思います。
00:34:33	以上です。
00:34:37	大きくパーク規制庁のパパです。
00:34:41	それと今の新しい方の31条の第1項のところに定義が、
00:34:47	今の30回というところはそのまま移っていくとか、そんなようなイメージをし、
00:34:55	RFSむつの植野です。その通りでございます。以上です。
00:35:02	平準化です。
00:35:03	承知しました。
00:35:08	して長野崎ですが、続いて、
00:35:13	34条の管理区域の出入り管理のところですが、
00:35:21	ここの第5項で、今回新たに、
00:35:26	その表面汚染密度の確認を省略することができるっていう規定を修正案として出しているところですか。
00:35:37	ですね。
00:35:43	これって何かぱっと見たときに何かいきなりその省略規定が出てってですね何か
00:35:51	普通その省略規定っていうのは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:35:54	何か原則として規定してただしこういう例外の場合は省略することができるみたいなのが、その通常の法令の立て付けじゃないかなと理解してまして、
00:36:06	何かこれが単独で否定すると何かちょっと違和感があるんですね例えば
00:36:12	似たようなところだと同条の 34 条の 3 項にそのチェックポイントでちゃんと出入り管理するけど、
00:36:20	何かその汚染のないおその管理区域から退出する場合には、省略できるとかですね何か、合わせとか何かただし書とかのが、なお書きとかにした方がその省略するのが何に対して省略なのかっていうのはより、
00:36:36	何か関連してわかりやすくなるんじゃないかと。
00:36:40	考えたんですが、いかがでしょうか。
00:36:45	RFS むつの植野です。趣旨は理解いたしました。もともとですね、
00:36:52	今日の新しい方で第 34 条の第 5 項っていうところは、もともとは、
00:37:00	管理区域から退出する者、または管理区域内で汚染の恐れのない、
00:37:06	管理区域に移動するものの、
00:37:09	身体及び身体に着用しているものの、表面補正については、
00:37:15	法令に定める表面密度限度の 10 分の 1 を超えないような、
00:37:20	措置を講じるという形で、
00:37:23	汚染の恐れのない管理区域から退出する場合はこの限りでないという。
00:37:29	この文言に対してこのただし書きのところを生かしたような、
00:37:34	書きぶりに言っています、おりますので、
00:37:39	実際
00:37:41	測定をやらないっていうことを書いてるだけですので、
00:37:46	私としましてはここ、
00:37:48	逆にこの第 5 項は丸々ちょっと削る形で、
00:37:53	どうかなっていうふうに今考えました。
00:37:59	以上です。
00:38:21	規制庁だけでちょっと今、いただいたコメントに対してちょっとこちらで考えます。
00:38:27	ちょっとお時間ください。
00:38:32	はい。浜元の植野です。かしこまりました。
00:39:35	規制庁野崎です。ありがとうございました。それでは今、
00:39:40	回答いただいた内容で、我々も、
00:39:44	承知しましたでもた後ろの方で我々のコメントとかもあるのそこでちょっともう 1 回これを合わせながら考えたいと思いますが今のところ、
00:39:54	5 項はもう丸々削除するというので、承知しました。
00:40:00	ありがとうございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:40:04	続けてなんですが、35 兆、
00:40:09	の管理区域出入り者の遵守事項というところで、
00:40:16	これは文言の整合の話だけなんですけど、
00:40:22	(3) で放射性物質をコレコレする恐れのある場所でのとかって書かれていって、この言葉っていうのは
00:40:31	貯蔵規則の文言そのままとってきてることだと理解はしていますが、一方で今回提出いただいた資料の 9 ページの 41 条の、
00:40:47	(1)、片括弧 C のところだと、管理区域内での飲食及び喫煙に関することっていう文言があるので、
00:40:58	こことなんか同じ保安規定であれば、規定内の文言はそろえておいた方がいいんじゃないかならうかと思い、ここの (3) の 35 条の (3) の言葉を、管理区域内での飲食及び金、
00:41:14	喫煙をしないことを、のように、
00:41:17	整合させてはどうかと考えるんですがいかがでしょうか。
00:41:23	アレスむつの植野です。
00:41:26	まず第 35 条の (3) の放射性物質を経口摂取するおそれなんていうことで、(3) のホームページ下、
00:41:38	意図はですね。
00:41:40	衛藤。
00:41:41	ここの管理区域の中に、給水場のようなものを、例えばその熱中症対策みたいなもので、
00:41:49	給水場を設ける可能性っていうのをちょっと排除したくなくてですね。
00:41:55	要は、ここ、管理区域内で飲食及び、
00:42:00	喫煙を禁止してしまうと。
00:42:03	その給水場が設置できなくなる。
00:42:06	というふうにちょっと考えまして、
00:42:09	いうところ、この
00:42:10	ここの文言を開いて使ったところでございます。
00:42:14	もう一方で 9 ページの第 41 条の、
00:42:21	磯野、また括弧 C のところ、管理区域内での飲食及び喫煙に関することっていう、この文言であれば、
00:42:32	その管理区域内で、
00:42:34	例えば給水場は、水飲んでいいけれども、それ以外のところは、
00:42:39	飲食喫煙は禁止ですよっていうことを、協力企業さんに、
00:42:44	説明できるのではないかというふうに考えまして、
00:42:48	ちょっと言葉を使い分けているところでございます。
00:42:52	以上です。
00:43:23	すいません規制庁だけですがちょっと少し時間をください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:44:25	あ、すみません、下成長の河村なんですけどもちょっとわからないので教えて欲しいんですけども。
00:44:31	当発電所なんかでは汚染の恐れのない管理区域内に、工事や作業する際に、形成場を設けるのが結構一般的に行われ、
00:44:43	テイルってということでしょうか。
00:44:49	RSE—M 津野上野です。その通りでは、発電所の場合ですと衛藤汚染の恐れのある管理区域の、
00:44:59	その中に移動汚染の恐れのない管理区域を作って、そこを給水所として運用するってことは、よくやっております。
00:45:09	以上です。
00:45:12	河村です。すみません。ありがとうございます。わかりました。
00:45:19	いいですか。
00:45:24	規制庁野崎です。今の説明で理解できました。続いてはですね、
00:45:33	これは今回提出いただいた資料には直接書かれてはいないんですが40条の関係で、
00:45:43	ちょっと、
00:45:46	確認したい点が1点ありまして、これキャスクの受け入れ時の検査のことなんですけど、先ほどの説明で、汚染の恐れのない管理区域を設定するという事。
00:46:00	多分それを維持管理していくということになると思うんですが、そのためには、金属キャスクの受け入れ時に、ちゃんとその金属キャスクの、その表面汚染密度周りがですね、
00:46:13	大丈夫だっていうその受入検査をした上でちょうど区域なりに入れるってことが多分肝になってくると思うんです。
00:46:22	そそのキャスクの受け入れ時にしっかりその表面汚染密度になるよう検査しますってというのは、今、現時点のその保安規定でどこで、それを読めばいいんでしょうかというのをまず教えていただけますでしょうか。
00:46:44	は、RFS むつ本社の貯蔵保全部の高橋でございます。
00:46:50	ちょっと今画面共有できいればできたらやりたいと思うんですがちょっと難しいかもしれないのでちょっとすみませんが口頭でのご説明になってしまうんですが、こちらで
00:47:03	現状の保安規定と条文番号は変わらないと考えておりますけども、第21条ですね、第4章の第21条、食味燃料収納先のお客さんの受入確認のところで、
00:47:15	これ第1項は今ね、キャップに入っている燃料の確認をするということを書いてるところになるんですけども、
00:47:23	21条の第2項のところですけども、こちらにですね、すみません、読み上げになってしまうんですけども、貯蔵 GM は使用済み燃料を収納した金属キャスクを、
00:47:33	貯蔵区域にとする場合は、貯蔵する金属キャスクの搬入前に、
00:47:38	これちょっと規則の名前ですね、いわゆる外運搬規則に適合することを確認するとともに説明書の先のキャスク及び貯蔵架台について少数に足

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	を間違えて検査合格したものであることを確認するというのでこれの今言った、
00:47:51	確認するとともにの前のところですね、外部般規則に適合することを確認するということで、我々ここによって、外部規則の中では表面
00:48:03	汚染について輸送容器の表面汚染についても規定がございますので、適用することを確認することをもって、安全性を確認するということを考えてございました。一方で先般の管理官からご指摘いただいたご意見いただいた件、今
00:48:18	尾崎さんからも、搬入する前に、
00:48:23	搬入するところというか前といいましょうかね受入れる時に、しっかりと確認することをもって我々の施設が汚染の恐れのない管理区域であるということ、
00:48:35	確からしメールといいましょうか、確実にするという、そういう意図でそうすべきじゃないかというふうなご意見というふうには理解。
00:48:44	してますがそういうことでよろしいでしょうかねまずはすいませんコメントの医師のちょっと確認だけ先にさせていただいたところなんです。はい。規制庁の嶽です。まさに問題意識としては、先日、長谷川が言った話と同じところ。我々も
00:49:02	確かさ、ヒアリングの最後の長谷川も言ってたと思うんですが、記録確認というよりもそのRFSとして自主的になっていうか自立的に、
00:49:10	受け入れ時にちゃんと確認はするんですよねっていう話をしたところで、その確認をまずさせていただいたということです。それを今高橋さんの方から、それは21条の2項で
00:49:23	の内数として、
00:49:25	含んでいるという説明だったかと思うんですが、まずそういう理解でよろしいでしょうか。
00:49:32	我々の言ったそうでしたかちょっと内部でちょっと相談させてもらってよろしいでしょうか。ございません。なるべく手短に済ませたいと思いますが、
00:49:41	はい。お願いします。ちょっとお待ちください。
00:51:33	色。
00:51:48	アルビスムーズ本社の高瀬大変長らくお待たせしてしまい申し訳ございません。今ちょっと社内でも考え方をちょっと整理させていただきました。ちょっと整理した上で、もう1回ちょっとすいません確認したいことがございまして申し上げます。
00:52:03	ですね、我々はキャスクを電力から引き受けましてちょっとするにあたって、我々の中で自主的にですね、表面汚染も含めてですね問題ないことを確認するという活動についてはさせていただきます。
00:52:18	で、一方でちょっと1点ここで確認させていただきたいことがありまして、これもちょっと画面共有できてなくても、大変恐縮なんです、条文番号で言いますと、第69条、これ記録、
00:52:30	ということなんです。第10章の記録及び報告の中の第69条記録の中に、表69-1表というのがありまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:52:40	記録する事項と、記録すべき場合、まあ、あの場面ですね、あと、保存期間について整理している表の中に、その表の中の12番目にですね、
00:52:51	使用済み燃料を封入した容器の記録というのがございます。これが(1)から(8)までございまして(1)が外観(2)ROS絶対あります。これ最後の(8)に、表面の汚染阿呆表面の放射性物質とありまして、これ。
00:53:06	(1)から(8)すべてですね発電所で封入した時に、とられる記録を使って、記録とすることを、を、
00:53:16	考えておりますがそちらについてはそのような考え方で、問題ないでしょうか。
00:53:22	ちょっと確認させていただければと思いました。規制庁の武です。今の69表の1についてはその理解で私たちもいいと思っております。私の意図したコメントっていうのは、
00:53:38	発電所からの発送前の記録確認ということではなくって、当然その発送前に問題なくとも何か輸送中に何らかのトラブルがあって多少その
00:53:50	表面汚染度に、
00:53:52	何か変動がある可能性もなきにしもあらずっていうところなので、ベースとして、今自主的に表面汚染密度確認しますということだったので、
00:54:04	その発電所の記録確認によらないというかそれプラスで、あるベースとしてその保安規定上、
00:54:15	何らか、人のその表面汚染密度を検査するというのが規定されているのか否かっていうところをお伺いしたいという趣旨です。
00:54:42	すいませんアレス本社の高橋でございますご意見コメントの趣旨、
00:54:49	理解させていただきましたのでまたしてもなんで申し訳ないんですがちょっと内部で相談したいので少しお時間いただけますでしょうか。はい。
00:54:57	はい、ありがとうございます。
00:56:49	レッスンズ本社の高橋でございます。大変またお待たせして申し訳ございませんちょっと何を検討してたかと申しますとこちら今規制庁様からいただいた趣旨が、
00:57:04	受入確認としてやるべきか、また、
00:57:07	或いは放射線管理区域の設定上の事前の確認としてやるべきかみたいなところをちょっとすいません議論して、我々としてはこれやっぱり先般からのご指摘から踏まえると受入確認の一環ということで整理したいと思えます。
00:57:21	ですので、21条の、先ほどご説明させていただきました、第2項の確認の一環でやらせ、やると。で、詳細についてはですね、これ、人がしっかりと動いていかなきゃなりませんので、
00:57:36	下部マニュアル、下部規定下部マニュアルの方で、しっかりと規定していくと、そういう考え方で進めさせていただきたいと思えます。いかがでしょうか。規制庁の武です。
00:57:46	趣旨は理解しました。確認させていただくと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

00:57:52	だから今の対応っていうのは発送前の記録確認に加えてRASでも届いたキャスクっていうのがちゃんと大丈夫かっていうのを検査するつもりであると。それは、
00:58:08	保安規定の根拠条文としては21条2項、
00:58:13	の中でやるつもりであると、
00:58:18	詳細は下部マニュアルに定めるところですかと、根拠になるのはその外運搬規則に適合していることを確認するっていう
00:58:29	中の内数として、
00:58:32	下部マニュアルで届いたものについてはその記録確認に加え表面密度がこれ超えてないことを、RFでも検査するみたいなことを書くっていう、
00:58:45	趣旨なんでしょうか。
00:58:48	安部専務と本社高橋でございますありがとうございますそのような整理を今考えております。
00:58:56	聞こえますでしょうか。すみません。はい。規制庁野崎です。ちょっとお時間いただけますでしょうか。はい。ありがとうございます。お願いします。
01:00:03	規制庁野崎です。
01:00:07	1点だけ今の回答で確認したいのは根拠条文については今私がお伺いした規定だということに理解したんですが、
01:00:18	それを下部マニュアルで規定しますっていう高橋さんのご説明でしたが、その下部マニュアルっていうのは今想定されているのは、
01:00:29	具体的にどういうマニュアルを想定されてるんでしょうか。なんか新旧表でもらった補正にマニュアルの一覧表があるんですが、22ページ、これでいうと、
01:00:41	何マニュアルを想定されているので、
01:00:52	あるフェイスの大室さんの高橋でちょっと、すみません、資料確認させていただきますのでちょっとだけお待ちくださいすみません。
01:01:18	はい。お待たせしましたあれですむつ補佐高橋です。今ちょっとこれ画面共有ができなくて申し訳ございません以前提出資料の中にありますですね貯蔵管理マニュアルっていうマニュアル、
01:01:31	の名称の文書がございます。こちらの中で決めていきたいと考えております。
01:01:39	はい。規制庁野崎です。わかりましたありがとうございます。
01:01:43	はい。
01:01:51	一旦私からのコメントは以上なので次田仲の方にコメント移ります。
01:01:57	規制庁の田端です。それではまた、
01:02:01	お出しいただいた見直し棒の資料の方の第41条、
01:02:07	共用企業はこういう先方5のところの、
01:02:13	どうぞ。
01:02:13	第1項も、(3)。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:02:17	床壁等の汚染発見時の措置に関することってというのがもう、
01:02:23	もともとあったり、残っているんですけど、
01:02:27	今回この後に 43 条にこの汚染を発見した場合との対応も新しい
01:02:35	今後行って、
01:02:40	ここに住んでいても、横壁等の 3 件の装置っていうのと、今回新たに 43 ページの提案側の対応というのは、これは
01:02:50	同じことを意味してる。それとまた、書き分ける必要があるんでしょう。
01:02:55	それについて教えてください。
01:03:00	RFS むつの植野です。
01:03:05	まずガーッと書き分けてる理由っていうところは、鳥栖そこまでなございませんで、
01:03:14	例えばその 43、今の 43 条の汚染を発見した場合等の対応を、
01:03:21	41 条の (3) の中で、
01:03:26	文言、汚染を発見した場合等の対応に関することっていうことで、
01:03:33	どっか、
01:03:34	入るのは、特に問題はございません。ただ、それ 1 点だけ誤解を
01:03:40	しないでいただきたいところは、
01:03:42	その 41 条の (3) に汚染を発見した場合との対応に関することって書いたときに、
01:03:50	ここで、保安規定のこの第 43 条の情報を、衛藤、
01:03:56	定めることで、
01:03:57	多いとはしてなくて、
01:03:59	ここで協力企業に対しましては、
01:04:03	こういう汚染等の発見をした場合は、
01:04:08	RFS の工事監理員や、
01:04:11	環境放射線管理 GM に速やかに連絡をしてくださってということ、佐田定めたいというふうに考えております。
01:04:20	うちは以上です。
01:04:26	不足するとですね。
01:04:29	どっちかという教育関係についてはですね、赤坂ですけど、教育関係について通常時やることなので通常時に変えてるっていうイメージですね。
01:04:40	異常時が発生した場合は以上に移るんですけど通常でやることは通常時に、異常時の備えも含めて帰ったっていうのが趣旨。
01:04:48	ですね。
01:04:50	はい。以上です。
01:04:55	喜多加古です。承知しました。もう

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:05:00	僕の考え方としてはその 1008 ページに、もう、
01:05:05	ここは今までないんですけども、
01:05:09	必要があれば、
01:05:12	文言整合していけば打越このままでももうみんなかと思えます。
01:05:18	都築秋田です。続きまして今度第 43 条について、
01:05:25	確認させていただきたいと思えます。
01:05:27	第 1 項のところで、
01:05:32	この
01:05:34	汚染を発表した場合と、延ばす場合は必要な措置を講じるとされていて、
01:05:42	資料の冒頭の方にも、その詳細については原因になりますけれども、
01:05:52	この中で
01:05:54	もともとあったホームページのところの関連業務を集約したということ。
01:06:00	許斐尾藤内野。
01:06:02	麻生まず、基本的には 2、29 条と、
01:06:06	それから 30 中ですと、341044 だったら、もともとあったものは全部この措置。
01:06:12	1 は措置というところに含まれるという理解でよろしいでしょうか。
01:06:19	RFS むつの植野です。その通りでございます。
01:06:24	経常なかなかありがとうございます。
01:06:26	で、その中で、
01:06:30	ここの条文っていうのは 25 条の非常時の対応と、ここのような位置付けでこの線を張った本や会議の定めについて、
01:06:40	理解をしている。
01:06:42	その理解でよろしいでしょうか。
01:06:47	レイエス物の植野です。その通りです。以上です。
01:06:51	ありがとうございます。ありがとうございます。
01:06:53	その 25 条と同じとした場合なんですけれども、25 条の場合ですと、
01:07:02	長 GM の方も
01:07:06	それを部長に報告をして部長がセンター長、伏見職員に報告するっていう、その最初の正月に沿ってなかったりとかする率を、
01:07:17	この場合の 4035、同様の対応がとられるというふうに考えてよろしいでしょうか。
01:07:25	はい。アレスむつ本社技術安全部長篠田鶴
01:07:31	趣旨としては具体的に行われる活動としては今ご指摘いただいた通りになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:07:39	我々もこの 25 条側に集約することも考えたんですが、この放射線管理に関することは、この 5 章にですね、
01:07:50	まとめた形で書いた方が我々が保安規定運用する形としてはやりやすいというふうに考えましたので、
01:08:01	25 条の立て付けにする場合は発見して報告してと、ほんでそ、対応してというような流れになるんですけども、あくまで放射線管理の全体の条文構成と同じ形で、
01:08:15	その上の報告とかそういうところの文言は実態としては行われますけれども、大隅様には書いてないと、そういう構成にいたしました。以上です。
01:08:32	北田です。ちょっと相談する時間をください。
01:10:45	お渡しした規制庁の加古です。
01:10:49	そういう、ちょっと上位職への報告の件についてちょっと 1 度、置いておいて、その具体的に必要な措置としてのドアが措置を講じんのかっていうところで、
01:11:01	今の
01:11:03	今回落とされていわゆる汚染エリアから県へのという間必要ほぼ早急つけるとか、退出時にしか汚染検査をして冠水するですとか、
01:11:16	物品等を出すときには、
01:11:20	しっかりを選定するっていうのは、そういうところの植木本なるような罹患率ですね、しっかり定めますというようなところを、
01:11:28	ここの曜日 30 中で、
01:11:32	この
01:11:32	記載する必要があるんじゃないかと思うんですけども。
01:11:36	もともとの情報は全部じゃないかと思うんですけども、
01:11:42	項目だけでも上げておいて、これについてしっかりとマニュアル、
01:11:46	はい。
01:11:48	もう一度わかるような記載をしたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。
01:11:57	RFS むつの植野です。
01:12:01	冒頭構成案についても、
01:12:06	ちょっとご説明させていただきました通り、衛藤、通常でない場合の対応については、パブマニュアルの方で、
01:12:16	については、こちらの 43 条のところでは、
01:12:22	こういう対応をやりますっていう方針を、
01:12:26	と書かせていただくっていう考え方で、今、書いてございますので、
01:12:32	ちょっとここをまたこう細かく書いていくっていう形になりますと、少しまた元に戻っていくような、
01:12:41	方向性もちょっと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:12:44	考えられるかなっていうふうに思いましたので今はもうこういうこのような書き方で、いうふうに、
01:12:51	考えてございますが、いかがでしょうか。
01:12:56	規制庁の田仲です。もともとあった、その情報そのままここに貼り付けてくるというのではなくて、もともとあった上部の製図対応とかですね。
01:13:08	Cとなる行為にその
01:13:11	キーワード的なものが個別に、
01:13:14	記載されていれば、それに対してちゃんとマニュアルと駄目ですね、考慮しますっていうふうに、その必要な措置って非常に範囲を、
01:13:23	広岡は、何でもできるように見えるんですけども、
01:13:28	向こうでもともと定めていった項目ってのは河津柳井です。稲井にあるとしても考えていると。
01:13:34	多分、当然ながら、多分ある面、作られてると思うんです。
01:13:40	そういうを送り的な要素がここにあってもいいんじゃないかなと思った。
01:13:45	いかがでしょうか。
01:13:50	あれスール通本社篠田でございます。
01:13:55	ご指摘の趣旨も私ども理解しておりますけれども、
01:14:03	今回構想を見直すにあたってもともと以上に、通常時の管理、汚染の恐れのない管理区域の中でのこのRISの特徴を踏まえて、
01:14:15	特別な状況、平時の中での通常時常時という中での異常時というもののバランスを考えてこのように、
01:14:26	必要な措置を講じるという一言で、1条文で書かせていただきました。それで具体的な対応はですねすでに作り込んであります2次マニュアルには全部こういう場合はこう、こういう場合こうと。
01:14:40	平時と異常時等、
01:14:42	全部組み合わせ書いておまして、これ救命のSに基づく二次マニュアルとして厳格に適用しますので、
01:14:50	我々の運営の管理としては十分、この条文で、
01:14:57	実際に機能していくと考えてますので、
01:15:00	保安規定の、今回のこの施設の
01:15:06	告知も踏まえた構成としてはこの形でいきたいと、我々としては考えています以上です。
01:15:18	規制庁の田中です。ちょっとこちらに相談する時間をとらせてください。
01:16:47	今、
01:16:48	あ、すいません規制庁野崎ですが、
01:16:52	説明は理解してるところなんです但我々の問題意識はですね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:17:00	今この43条を43条だけで、考えているわけじゃなくって冒頭に赤坂さんなり植野さんが言われたように今回、
01:17:13	今補正で出ているその申請の条文を削除してその趣旨をここに持ってきたという説明をされたと認識してますと。
01:17:23	その観点でいくと、例えば先ほど田仲が説明したように、
01:17:29	今の43条の規定だと31条なり34条でドラム缶の保管に関してその識別管理とか、津波漂流防止とか、
01:17:41	もろもろ共通的に規定されてあったものが今この43条を字づらだけ見ると、全く読めないと。
01:17:49	いう状況になっておりますと、二次マニュアルに詳細を定めていただくということに異論はないのですが、その保安規定でもその二次マニュアルに繋がるような、当初の31条34条とか削除した条文で、
01:18:05	キーとなるような言葉はそれなりにここの場に残していただきたいとそうしないと、冒頭で説明いただいた理由と整合しなくなるっていうのが我々の問題意識ですので、
01:18:19	そこは何かの規定なり文言を追記いただいて、その削除した上がきちんとこの3、43条に、
01:18:29	載っかってますっていうのをですね規定長からもきちんと説明いただきたいと思っております。それが今申し上げたように
01:18:38	2項であれば、ドラム缶の話っていうのはその31条34条で、
01:18:43	書くべき内容を書きいただきたいということですし、1項のその必要な措置の内数としてもですね、
01:18:52	先ほどちょっと私の方からコメントしましたが、ところだったっけ、その34条とかでその植野さんが削除でいいって言われた
01:19:04	汚染のない管理区域から退出するときは表面汚染密度書の確認省略することができるってそれはしてもいいと思うんですが、例えば43条でしっかり出入り管理するのでっていうことを規定していれば、
01:19:17	34条であえてその省略するっていうのを書かなくてもいいようになると思いますのでそのあたり43条をバスケットクローズにするということであれば、
01:19:28	きちんと従前今書かれている保安規定で木元奈良の矢内様はですね、全部とは言いませんので
01:19:38	要素としてはですね、下部マニュアルに繋がるような内容をきちんと規定上からも整合するように残しておいていただくよう検討いただけないでしょうかという趣旨なんですが、
01:19:51	いかがでしょうか。
01:19:59	あんまりかえって、
01:20:01	はい。あれ手術本社篠田です。ちょっと検討させてください。ちょっとお時間ください。
01:20:55	杉新島。
01:20:57	RASむつ本社の篠田ですすみませんお待たせいたしました。
01:21:02	それでは

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:21:04	ですねこの条文の 43 条の 1 項と 2 項に対して具体的に、
01:21:11	マニュアル名を入れる形でこのマニュアルに定め、
01:21:17	この必要な措置をですね、
01:21:21	マニュアルに定めるといふマニュアル名も書いて記載することではいかがでしょうか。
01:21:34	規制庁尾崎です。
01:21:37	ありがとうございます。では、我々としてはあんまりその保安規定なので、下部マニュアルの規定を書かれるというよりは、むしろ本来、今回削除になった条項ですね、
01:21:52	RF として規定すべきだった内容の要素を端的に、
01:21:58	これとこれについては、必要な措置をとるとかですね。
01:22:02	ドラム缶に関してはこういうことをやりますっていうことを端的に書いてもらった方が、
01:22:07	わかりやすい気はしているんでそれをいかにその株危険に定めるかというのはもう、そちらの裁量になると思うんですが、
01:22:15	何かマニュアル名を単に書いていただくというよりも、当然その保安規定なら、なのでその許可なり規則との整合を見ていく規定にはなりませんので、
01:22:26	大事な要素を残していただく方が私としては出たかなと考えるんですが、いかがでしょうか。
01:22:45	RAS むつ本社篠田です。ちょっと表現記載ぶりについて検討の上、今いただいた、
01:22:54	5 地震を踏まえていただいた
01:23:01	マニュアル名というよりは、要素、主要な要素を、
01:23:07	ように、
01:23:08	書くと、というような方向で検討したいと思います。
01:23:12	以上です。後に添付したいと思います。
01:23:16	はい。規制庁野崎ですありがとうございます。
01:23:28	規制庁の田仲です。それでは
01:23:31	伊井からは、
01:23:34	6 月に城ヒアリング資料がない条文に対するコメントのほうに追加していただきます。
01:23:41	前回のヒアリングでもあったと思うんですが、4 章の経営の視点のところの 7 ポツ 1、個別業務のプロセス計画のところ、
01:23:53	今回、半減、
01:23:57	マニュアル名のようなものを追記いただいたと思うんですけども、
01:24:01	こちらのところは、
01:24:04	何か施工を調べる通り、
01:24:07	もともとの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:24:10	変更前のような形で、
01:24:15	戻された方が読んでいてわかりやすいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。
01:24:23	はい。リサイクル燃料貯蔵の品証の仲條と申します。
01:24:27	ここはへ、結論から言いますと修正したいと思います。江藤。
01:24:34	民間規則の原文そのものを持ってきてあとそれにプラスして、主要なそのプロセスの名前をここに書きたいと思いますんで合わせて、後ろの方にプロセス関連図があるのでそこも衛藤。
01:24:48	本文に合わせて直すとそんな方向で考えています。以上です。
01:24:56	規制庁の高須すいません、もう一つ直し修正のイメージ。
01:25:00	もうもう一度、
01:25:01	確認したいんですけども、
01:25:05	もともと横瀬。
01:25:07	変更前の、
01:25:09	条文に直すことに加えて、
01:25:13	何か
01:25:16	増設動員をするような表現を加えられるってということなんでしょうか。
01:25:25	この四条全体が品管規則の衛藤。
01:25:31	がベースになっていて、品管規則のその原文から7-1の(1)っていうのはちょっと、
01:25:43	表現を変えて、そのマニュアルのことを書いてやってたりするので、ここはもう、品管規則の原文そのものを、もっとそれでちょっと読みにくくなってる表、
01:25:56	記載が読みにくくなってるところがあるので、ここはもうずばり下、品管規則そのものを持ってきて、そのプロセスっていうのの中に必要なプロセスってあるのでその必要なプロセスについては、
01:26:09	我々のところで貯蔵管理、放射先ほど放射線管理棟、縫製廃棄物は、ちょっとこれはやめて放射線管理と、
01:26:20	あとは施設管理っていうそういうところを、括弧書きで入れようと思ってます。
01:26:25	そんな修正を考えてます。あわせて後ろの方にプロセス名を書いてある関連付けの図があるので、そこも同じ
01:26:36	絵と放射線管理等のプロセスっていうのを入れたいと思います以上です。
01:26:45	規制庁の田中です。そしたら、今まであったこの放射性管理人、これは技術課にプロセス放射線管区をせずっていうのを、放射線管理トークを設置するような形に直す。
01:26:58	ていう理解でもし、
01:27:01	あそこはそうです。
01:27:03	これまでの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:27:05	説明に合わせてこのプロセスのところはそうしたいと思います。以上です。
01:27:10	すいません仲條でした。
01:27:17	すいません規制庁野崎ですが、もし今仲條さんの方で修正案が手元にあるんなら口頭でいいんで、ちょっと読んでいただけないでしょうかと。どう直されるイメージ。
01:27:31	はい。すいませんの読みます。組織は、
01:27:35	個別業務に必要なプロセス、カッコ、貯蔵管理、放射線管理と、
01:27:42	施設管理緊急時の措置につい括弧閉じについて、計画を作成、策定するとともに、その恒設を確立する。
01:27:53	この計画の策定には、41 (2) c、これはリスクですけど、それを考慮して計画を策定することを含む。以上です。
01:28:05	これが品管規則そのものですね。
01:28:07	以上です。
01:28:21	規制庁の嶽です。
01:28:24	大体今ので終えたんですが、だから品管規則の文言をそのまま書くんだけど、個別業務必要なプロセスの後に、
01:28:36	今追記してたその貯蔵管理放射性器物管理、放射線管理施設管理緊急時の措置括弧閉じについて計画を策定。
01:28:46	するとともにプロセスを確立する、そのあとな、なんて言われたんです。4、
01:28:52	4.1. 1は、
01:28:56	はい。リサイクルの仲條です。そのあとは
01:29:00	いや、は、
01:29:01	読みますとこの計画の策定には、
01:29:05	4、
01:29:06	1 (2) c を考慮して計画を策定することを含む意思を考慮して、減額を、今の部分は、
01:29:16	品管規則の解釈の部分です。
01:29:19	以上です。磯の解釈の部分。
01:29:24	以上です。
01:29:27	はい。
01:29:29	規制庁野崎です。理解できました。ありがとうございます。
01:29:36	RS 仲條です。今尾崎さんおっしゃったところの一つ放射性廃棄物管理でおっしゃったところは、そこは削って放射線管理と、
01:29:48	にするとということです。はい。
01:29:51	以上です。
01:29:57	いや、はい。
01:29:59	規制庁の田仲です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:30:00	いえ、引き続きまして第9条、
01:30:04	ここに、それと、この取扱主任者の職員に関するところ。
01:30:10	ですけども、こちらのところはもう、
01:30:12	表の9-2、先ほどちょっと議論もあったと思うんですけども、
01:30:19	こちらの方に、第25条の20条、基本的な対応っていうときに、そういう、
01:30:26	これが発生した場合に、各職員、学校来ないことを確認するっていうのがある。
01:30:34	ここに今回壊れたマルチ使用された部分が43条。
01:30:40	というものを入れる必要はないかと考えたんですけどね。
01:30:45	いかがでしょうか。
01:31:21	RSむつ本社篠田別すいません。
01:31:26	以上です。衛藤主任入社のご報告。
01:31:32	されれば、それとセットでここにも書かれるという立て付けになってるというそういうことです。
01:31:43	もう一度お願いしてちょっと語尾が聞こえなかったので、
01:31:48	苦情の示唆されスムーズ本社、篠田です。
01:31:56	九条の主任技術者の職務の昇給の3でよろしいですか。
01:32:03	基本中2だと思いますが、9-2ですね、報告内容で、
01:32:11	これが先ほどの放管の条文の43条の事象が発生した場合に、
01:32:18	補43条2章に技術者の報告があれば、
01:32:23	ここにも加わりますよねと、そういうご指摘でよろしいですか。
01:32:28	基準化中です。もう当然これ、これも
01:32:32	通常の町の金綾子線等は、
01:32:35	発見されれば主任者を島貫指導助言等を行って、その
01:32:41	皆さんの会社に与えるって考えると、ここ。
01:32:46	職務の中にそういう関連する条文があってもいいのではないかと考えたんで、
01:32:55	はい、パレスのII本社篠田です。ご趣旨は理解いたしました。
01:33:01	先ほど来、
01:33:04	議論させていただいている通り、放射線管理上のこの施設における異常。
01:33:10	ということで、
01:33:13	ですのです。
01:33:16	43条の記載と合わせてセットで考えたいと思います。
01:33:25	規制庁、田仲です。よろしく申し上げます。
01:33:29	いやおんなじ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:33:32	第9条の表の9-3。
01:33:36	になるんですけど、これの※の2において、
01:33:40	これ管理区域における空気中の生物の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染されたもの、当面の
01:33:50	放射性物質の三つについては、汚染の恐れのない管理区域を除くとなるんですけども、これも前回、
01:33:59	こちら面白い通り、これは除くではなくて、
01:34:03	もうこの
01:34:05	を起こすのであれば管理区域にかかるという問いでもあった方も測定数ですとか、
01:34:11	除外規定ではなくて、
01:34:17	この表現をちょっと見直す必要があるんじゃないかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。
01:34:28	RFSむつの植野です。
01:34:31	江藤。趣旨は理解いたしました。例えば、ちょっと細かい文言はちょっと置いときますけれども、ちょっとその汚染区域が設定された場合は、
01:34:42	実施するっていうような、
01:34:44	言い方っていう趣旨でよろしいでしょうか。
01:34:48	規制庁の棚橋その通りです。
01:34:53	RFSむつの植野です。それを踏まえまして、文言修正を検討いたします。以上です。
01:35:03	はい。
01:35:06	規制庁河瀬引き続きまして、これも前回のまず、第15条の行って、
01:35:13	この中央川西を誰に引き継ぐんですか、っていうふうな
01:35:19	それぞれ何か前はもう、
01:35:23	11条に定める詳しいにしていきますというお答えが高橋さんからあったかと思うんですけども、こちらはそういう形で修正をされるという理解でよろしいでしょうか。
01:35:35	はい。別むつ本社の高橋でございます。その後、中心で変えたいと思っております。少しだけ具体的に申しますと、
01:35:46	が持ってる今の現状の条文では、登場人物が1人つまりちょっとチームしかないのに、それは引き継ぎ引き渡してっていう、フロムツーがあるような表現にして、なっていてわかりにくいということ。
01:35:58	も踏まえましてですね、
01:36:01	実際に引き継ぎを行うものっていうのは監視を行っているものの中で実施するものですから、何を持ってるかというところちょうど借主を使って確実に実施すると、それが、それ、それを確実に監視を行う者同士の間でやられることを管理するのが、
01:36:17	初動GMの責任であり、業務でございますので、それが明示的にわかる文言に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:36:24	修正させていただくように考えてございます。以上です。
01:36:29	所長の川中です。ありがとうございます。それにも具体的な案とかがあってある、あったら少し、
01:36:36	教えていただけないでしょうか。
01:36:39	はい。ありがとうございます RAS 無痛本社という形です。
01:36:43	そうですね。今考えている状況ですけども、ちょっと考えてるところをちょっとご紹介させていただきたいと思いますが、第 15 条としまして貯蔵 GM はここまで一緒です。で、
01:36:57	そのあとですけども貯蔵管理日誌を用いた引き継ぎを、
01:37:01	監視を行う者間で確実に実施させる、0 という書き方にしたいと思っております。以上です。
01:37:12	九州の田仲です。衛藤。
01:37:15	繰り返しになると、長堂 GM は商業課理事牛尾用いたよう勧奨を行う上で国に、
01:37:25	引き渡してよろしいです。
01:37:28	最後の文末のところが衛藤間で確実に実施させるルートという文章を考えております。以上です。
01:37:43	規制庁
01:37:45	承知いたしました。
01:37:52	逆に、汚職、
01:37:57	あれ、規制庁の田仲です。今はどこの、
01:38:01	この監視の状況を的確に申し送るっていうこの文言は、
01:38:06	なくなってしまうんでしょうか。
01:38:09	ALPS むつ本社の高橋です。そうですね行為としまして、申し送るというのをですね貯蔵チームが送る。実際にやるわけではございませんので、勧奨を行う者の間で、ちょっと紙認証を用いて、
01:38:23	引き継ぎを実施させると、そういうことを、保安規定で定めたいと思っております以上です。
01:38:32	計上し承知いたしました。
01:38:40	規制庁野崎です。あと、すみません私から 2 点だけコメントで 1 点目は、
01:38:48	ちょっと飛ぶんですが前回、多分ちょっと長谷川も触れたと思うんですけど 49 条のその施設管理のところで、
01:38:59	説明だと柏崎の保安規定を参考にしましたということだったんですが、
01:39:07	保全計画とかですね、かなり線の、その保安規定に比べて、詳細な規定になっているんですが、これ確認、コメントというより確認なんですが、これ、詳細に規定されてますが、
01:39:23	RS 必要な部分だけ規定してもいいのかなと思うんですがこれはもう、このままいくのかっていうことと、このまま規定した場合、ちゃんとあれ主として、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:39:34	運用できるんですかっていうのをちょっと確認したいのですが。
01:39:38	いかがでしょうか。
01:39:41	はい。RFSの保全GMの千葉です。
01:39:45	東條分については現状のままとしたいと考えております。
01:39:49	理由の一つとしましてはまず施設管理につきましては、実業の間の貯蔵施設も、法律、或いは貯蔵規則、そういったレベルでほど、同じような要求がありますので、
01:40:04	まず、それを踏まえて同じようにしなきゃいけないなと考えております。
01:40:09	あと前回のヒアリングでもありましたけども実用実運用面ですね、これにつきましても、今書いてある内容です今例示されました保全計画とか、
01:40:21	そういったところにつきましては、
01:40:23	これから事業開始に向けて確実に実施していく内容でありますし、あと、多くの部分につきましては今の建設段階でありますけども、
01:40:35	実際にもう運用して活動している内容を書いていますので、運用面でも無理はない内容かなというふうに考えております。以上です。
01:40:45	規制庁の武です。わかりました。右の内、安定運用だということで、きちんと運用できるということで理解しました。
01:40:54	最後、1点は、これ言葉の成功の確認だけなんですけど、67条の保安教育のところで、
01:41:06	です。
01:41:12	そうです。67条の柱書のところで、
01:41:20	毎年、
01:41:23	あれ。
01:41:24	人、
01:41:29	そう。
01:41:32	監視及び管理を行う。
01:41:36	センター員へのって書かれているんですが、これ67の、
01:41:41	表の1とか2を見ると、管理という言葉は使われてないっていうか表長読めないんで、監視及びそのキャスクの取り扱い等を行うセンター員とかにした方が、
01:41:54	67-1とか2への互換性がないんじゃないかと思うのですか。ここは文言だけですがいかがでしょう。
01:42:08	はい、衛藤 RFS 数、本社総務の浄化です。
01:42:12	ご指摘の内容につきましては、その部分についても、等含めてですね管理という表現かなというふうに思っ
01:42:23	ていていましたということになります。
01:42:29	規制庁の尾崎です。
01:42:32	で、という考えであれば、ちょっと確認したいのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:42:41	例えばですよ。
01:42:44	今回組織改編をされて6条とかにも何かいろんなこのグループは、
01:42:53	何か施設管理なり行うとかっていうその施設管理みたいな言葉は、ちらほらここで出てきて、何となくわかるんですが、この単独で監視及び管理を行うっていうその管理を行う。
01:43:07	ていうのは、
01:43:09	何かこの保安規定でいうと、どこどこの、
01:43:14	どこで具体的に管理を行うみたいなことで規定されてるんでしょうか何か。
01:43:20	あんまりぴんとこなかったんで、お伺いしてるんですが。
01:43:28	そういう意味では専務でRFS総務の城家です。
01:43:32	藤。
01:43:33	管理というワード、
01:43:35	としては、確かにそうかもしれないんですけども、それを総称してというか、という意味合いでちょっと管理という形にしていたので、
01:43:46	はい。
01:43:52	はい。
01:43:53	はい。設置で、
01:44:00	コンペアす。
01:44:07	あれ手術本社の篠田です。ちょっと今センター内で確認して、すぐご回答いたします陳腐につきましてね。
01:46:33	パレスむつ本社篠田です。お待たせしました
01:46:38	ここの記載はですねもともと貯蔵規則の方に、
01:46:45	監視と操作及び管理を行うものという規定がございまして、
01:46:52	そのうち操作というものを今回我々の中で、監視と、金属キャスクの取り扱いを行うものとその2種類2、
01:47:03	分けて保安規定定めてます。
01:47:06	それで、この表ろへ67-1にある通り、
01:47:11	この表の構成としては、その操作はから分離した監視員と、
01:47:17	それから金属キャスクの取り扱いに、の業務に関わるものと、
01:47:23	その
01:47:24	除却の取り扱いの業務以外の、
01:47:28	業務に関わるこの技術系センターと、
01:47:32	それから事務系センターのところ4種類に分離してます。
01:47:36	ですので貯蔵規則側の操作っていうものに対して我々監視と取り扱い等を二つに分離したんですけれども、
01:47:47	ここでの言葉の使い方は、監視と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:47:51	金属キャスクの取り扱いそれから取り扱い以外の技術系センターインと、
01:47:58	いう形でそれを管理とを使っているということになります。
01:48:08	だから文言としては貯蔵規則の
01:48:12	操作及び管理というところから引っ張られて、それと整合するような書き方なんですけど、意味するところとしては表 67 の方には具体的に、
01:48:23	綺麗に分割して書いてございますけども、それを総称として監視及び管理という表現でここでは参加させていただきました。
01:48:34	以上という表現でここでは書かせていただきました。
01:48:38	以上です。
01:48:54	規制庁野崎です。今の説明で、
01:48:58	趣旨は理解しました。
01:49:03	はい、了解です。
01:49:05	こちらからのコメントは以上。
01:49:10	ですと、
01:49:12	今いただいた内容で、こちらも理解したんですが、
01:49:20	何だっけ 43 条等、
01:49:25	どこだっけ、何か 9 条の 2 の話か。
01:49:31	ペンディング。
01:49:33	なってるっていうことですかね。そこだけ。
01:49:38	RSE—MII 本社の篠田でございます。
01:49:42	今ご指摘いただいた 43 条と九条のひょうご 9-2 の方は、整合するように 43 条の方に、
01:49:52	センター長及び主任技術者の報告。
01:49:56	それから、表を九条の表 92 の方に、主任技術者が報告を受ける内容として規定したいと思います。
01:50:04	以上です。
01:50:20	規制庁の高です。2、43 条の件で、多分議論が二つあったかと思って、今あったこの
01:50:29	取扱主任者の報告の話と、あとは必要な措置のところの、
01:50:36	これ要素、
01:50:39	追加することを、
01:50:40	検討いただくっていうのがあったと思うんですけども、その理解でよろしいですか。
01:50:46	はい。
01:50:48	阿久津本社中の下です。はい。
01:50:52	43 条の 1 項の規定をですかね、1 グループですか。
01:51:02	具体的に要素の部分を表示する形で書くというのも、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

01:51:09	検討いたします。以上です。
01:51:15	それ。
01:51:18	規制庁畠中です。
01:51:20	承知しました。
01:51:22	そうずっと今度今、
01:51:26	直していただくとしてもこの紙修正はさらにまた、
01:51:32	実際再修正案というものを検討いただくと思うんですけども、コスト、
01:51:38	どれくらいのスケジュール感で、
01:51:42	ご検討いただいていたいただけのんでしょうか。
01:51:53	RS 宇津本社篠田です。来週の半ばぐらいには、ご回答したいと思えます。
01:52:02	それでよろしいでしょうか。
01:52:05	金城田中です小路としましてお答えよろしく願いいたします。
01:52:11	あれスパン篠田で承知しました。
01:52:21	規制庁の田仲です。松本さんすいません持田さんが何かを追加でございませうでしょうか。
01:52:30	今、松本ですけれども、今出た一連の質問の中で、ほぼ、
01:52:37	こちらが確認したいことも出されてると思いますので、こちらからそれ以上のことはありません。
01:52:45	来てございます。ありがとうございます。
01:52:48	あと、あれして須川から、本日の議論、また国産化について、何かある。
01:52:56	説明したいことを確認されてるけど、はい。
01:52:59	昆藤の趣旨で1点ですねやっぱり前回のコメントを受けてですね異常値等をセパレートしたってところがあってですね、その趣旨はですね長谷川さんの意向を踏まえたというところがあってですね。
01:53:12	そこは、
01:53:13	今日の会議の中で議論になってなくて、合ってるでよろしいですかね。
01:53:18	規制庁の時でそこはその理解で、発生側にも、前条は見せてないですけどそういう趣旨でやるからってということで、了解は入ってます。
01:53:30	前向きに積極的に全部取り入れてですね、皆様のご意見を踏まえて修正を作りたいと思います。ありがとうございます。ありがとう。
01:53:44	規制庁の田中数字はどちらからも、追加の事項はないですねこれ。本日ヒアリングはこれで終了したいと。
01:53:54	どうもありがとうございました。
01:53:56	ありがとうございますすみません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。